

第6章 原子力災害対策計画

- 第1節 総則
- 第2節 防災活動体制
- 第3節 災害予防計画
- 第4節 災害応急対策計画
- 第5節 災害復旧対策計画

第1節 総則

第1 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本県内へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本県においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

第2 計画の目的

この計画は、九州内に所在する2つの原子力発電所（※）から、放射性物質の異常な放出が起った場合又はその恐れがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本県における必要な対策について定める。

※玄海原子力発電所（佐賀県玄海町） 方角：北西 直線距離：127km
川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）方角：南南西 直線距離：114km
（注）方角と直線距離は御船町役場を起点

第3 計画の性格

この計画は、原子力災害対策に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については、地域防災計画の他の計画により対応する。

第4 計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画についても、必要な追補、修正等を行っていく。

第6章 原子力災害対策計画

第2節 防災活動体制

第2節 防災活動体制

第1 対策本部等の体制

県は、別表1に従って、警戒体制、災害警戒本部体制又は災害対策本部体制をとるものとする。
この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、県地域防災計画「一般災害対策編」及び「地震・津波災害対策編」の計画を準用する。

また、県は、熊本県防災会議を構成する市町村及び関係機関並びに2原子力発電所の所在県（以下「所在県」という。）との密接な連携体制の確保を図る。

なお、県、町及び関係機関の業務は、県地域防災計画「共通対策編」及び「地震・津波災害対策編」の計画における事務又は業務に加え、原子力災害対策に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

（別表1）

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発表された場合の警戒体制 （状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害警戒本部体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	一般災害に関する災害警戒本部体制 （状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制

（別表2）

機関名	事務又は業務
熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市町村への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方气象台	1 災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説
熊本海上保安部	1 環境放射線モニタリングの支援 2 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
九州地方整備局	1 陸路による避難が困難な場合の住民避難支援

機関名	事務又は業務
自衛隊	政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 1 環境放射線モニタリングの支援 2 県内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
市町村	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力
鉄道関係機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
日本赤十字社 (熊本県支部)	1 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
放送報道関係機関	1 原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等
自動車運送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
海上輸送機関	1 原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力株式会社	1 原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合、 森林組合、 漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力災害対策への協力
学校法人	1 原子力防災に関する児童・生徒への知識の普及・啓発

第2 原子力防災等に係る専門職員等の確保

県及び市町村は、国や所在県等が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第3節 災害予防計画

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

県は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、発電事業者である九州電力株式会社及び所在県との情報収集・連絡体制を整備する。

また、県、町及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2 住民等への情報伝達体制の整備

県及び町は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、県及び町は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

県は、避難行動要支援者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、市町村に助言する。

さらに、県は、市町村等と連携し、必要に応じ住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるよう平常時から情報収集に努める。

第2 屋内退避等に係る体制の整備

県及び町は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び町は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、町は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実にも努める。

第3 広域的連携体制の整備

県は、所在県その他の九州各県、九州地方知事会等との連携を図るとともに、原子力発電所事故等における広域的な協力応援体制の構築に努める。

また、県は、環境放射線モニタリングや所在県からの避難の受入れ、原子力防災訓練等に関し、平常時から所在県その他の九州各県と緊密な連携を図る。

第4 モニタリング体制の整備

1 環境放射線モニタリング体制の整備

県は、原子力発電所事故等における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、県は、所在県ほか隣接各県、関係機関との環境放射線モニタリング情報の相互共有、連携体制を構築する。

2 食品検査体制の整備

県は、食品の安全性確保を図るため、食品の放射性物質検査体制を整備する。

第5 健康相談及び医療体制の整備

県及び町は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。

県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤服用（配布）等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施（国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む）に努める。

また、県及び町は、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第6 住民等への知識の普及、啓発

県は、国、所在県及び町等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努めるとともに、町が行う住民等への原子力防災に関する知識の普及、啓発に関し、必要な助言等を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力発電所施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- 7 屋内退避及び避難等に関すること。
- 8 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- 9 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- 10 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。
- 11 その他原子力防災に関すること。

第7 防護資機材の確保

県は、町及び関係機関等と連携し、必要な資機材等の確保に努める。

第8 防災訓練の実施

県は、所在県、町及び関係機関と連携して、原子力防災に関する訓練を実施し、明らかになった課題に関して防災関係マニュアルの改善等を行い、継続的に防災体制の充実を図る。

第4節 災害応急対策計画

第1 組織体制の確立

県は、次の場合に、一般災害対策時に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

1 警戒体制

- (1) 発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。
- (2) 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき。

2 災害警戒本部体制

- (1) 発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、本県への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき。
- (2) 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき。

3 災害対策本部体制

本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき。

第2 情報の収集

県は、発電事業者及び所在県から原子力発電所事故等に関する情報収集を行うとともに、所在県における対策の方針及び概要について情報収集を行う。

また、県は、原子力発電所事故等の状況や所在県の対応等を把握するために必要と認める場合は、所在県のオフサイトセンターに職員を派遣し、原子力災害合同対策協議会での検討状況等を把握する。この場合において、派遣する職員の安全の確保に十分留意する。

第3 情報の連絡

1 市町村への情報連絡

県は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係市町村に速やかに連絡する。この場合において、影響が広域的に及ぶと想定される場合等は、県内全市町村への連絡を行う。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的に連絡を行う。

2 関係機関への情報連絡

県は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

なお、環境放射線モニタリング情報、被害状況、避難状況、医療活動情報等の応急対策活動内容については、継続的に連絡を行う。

3 市町村から住民への情報伝達

町は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて屋内退避等の指示等の伝達を行う。住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- (1) 事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
- (2) 事故の状況と今後の予測
- (3) 発電事業者における対策状況
- (4) 所在県等における対策状況
- (5) 屋内退避等が必要となる区域
- (6) 県及び市町村の対策状況
- (7) 対象住民等がとるべき行動
- (8) その他必要な事項

町は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、屋内退避等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、屋内退避等の指示の状況等について、自治会、消防団、要配慮者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行う。

また、町は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

4 県民等への広報

県は、プレスリリース、ホームページ等の情報発信手段を活用して、事故の状況等について県民等への広報に努める。

特に、緊急避難を要する場合やその他必要と認められる場合は、放送事業者を通じた広報を実施する。

5 相談窓口の設置

県は、町等と連携し、必要に応じて、県民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第4 住民避難等の防護活動

県及び町は、国等の指示を受け、屋内退避等の指示を住民へ伝達する。

なお、原子力災害と自然災害が複合的に発生する危険がある場合、県は、国及び関係機関の意見も聞きながら、事故の状況、自然災害の状況などを総合的に勘案して、必要と判断した場合は、市町村に対して、住民へ避難等を指示するよう要請する。

この場合、県は、市町村等と協議の上、次の事項について調整を行う。

- 1 屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定
- 2 避難先及び避難所に係る市町村間の調整

住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。県及び町は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

また、県及び町は、離島等、船舶等による避難が必要と認められる場合は、県の保有する船舶の活用のほか、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

住民避難に当たって、町は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

なお、県は、県警察本部と連携し、緊急性の高い区域からの優先的避難の実施など、町及び関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて、交通規制等を行う。

また、迂回路の確保等についても連携して対応する。

第6章 原子力災害対策計画

第4節 災害応急対策計画

感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第5 緊急時環境放射線モニタリングの実施

県は、県内における放射性物質の拡散状況等を把握するため、モニタリングポストでの環境放射線モニタリングを継続するとともに、移動式放射線測定機器を活用してデータ収集に努める。

また、県は、必要に応じて、県内上空及び海上でのモニタリング又はモニタリングの支援を国等に要請する。

さらに、県は、所在県、隣接県及び関係機関との間で、緊急時環境放射線モニタリングデータを相互に共有し、有効活用を図る。

第6 健康相談及び医療の実施

県及び町は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与服用（配布）及び健康相談等を実施する。

また、県及び町は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第7 飲料水、飲食物の摂取制限等

県は、県内への放射性物質の飛来、拡散状況等を踏まえ、必要に応じて、飲料水、飲食物及び農林畜水産物の検査を行い、国が定める摂取制限等の基準に抵触する場合は、国の助言等を踏まえ、当該飲料水等の摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。

第8 広域的連携

県及び関係市町は、所在県からの避難の受入れに関する協力を行う。

また、県は、避難を要する住民が広域かつ多数となる等、必要がある場合は、九州地方知事会や災害時応援協定を締結している各県等に支援要請を行う。

第5節 災害復旧対策計画

第1 環境放射線モニタリングの実施

県は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

第2 風評被害等の影響軽減

県は、市町村等と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

- 1 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- 2 被ばく患者や被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。
- 3 県内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- 4 県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- 5 原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第3 住民健康相談

県は、関係市町村及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第4 放射性物質による汚染の除去等

県は、県内においても放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、所在県、市町村及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第5 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として、「第5章 災害復旧・復興計画」を準用して対応する。